

## 高等部 特別の教科 道徳（道徳科）

### 1 目標

#### (1) 道徳教育の目標

「第1章 総則」の「第1 高等部における教育の基本と教育課程の役割」の2の(2)  
「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること」

○特別支援学校高等部学習指導要領 ー 第3章 特別の教科 道徳 ー

道徳科の目標及び内容については、小学部及び中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする。

#### (2) 改訂の要点

- ① 道徳教育の目標と道徳科の目標について「人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と簡潔に示した。
- ② 校長の方針の下、高等部において道徳教育推進を主に担当する教師を新たに位置付けた。

### 2 道徳教育を進めるに当たっての留意事項

- ① 道徳教育は、学校の教育活動全体で行う。全体計画の作成は校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して行う。
- ② 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における道徳教育は、指導内容の時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。
- ③ 高等部において道徳教育を進めるに当たっての配慮事項を示した。
- ④ 道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意すること。
- ⑤ 学校の道徳教育の全体計画などの情報を積極的に公表すること。

### 3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒や学校、地域の実態を十分考慮し、中学部における道徳科との関連を図り、計画的に指導がなされるように工夫するものとする。
- 2 各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的新城を育て、将来の生活を見据え、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導するものとする。
- 3 内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

### 4 道徳科の評価

#### (1) 道徳科における評価の意義

「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の4  
児童（生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

- ① 道徳教育における評価の意義  
他者との比較ではなく児童・生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、年間や学期にわたって児童がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要であるとしている。
  - ② 道徳科における評価の意義  
児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努めることが大切である。
- (2) 道徳科における児童の学習状況及び成長の様子についての評価  
道徳科においては、児童・生徒自身が、真正面から自分のこととして道徳的価値に多面的・多角的に向き合うことが重要である。また、道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子把握は、児童・生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うという道徳科の目標に照らし、児童・生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます観点から行うものであり、個人内評価であるとの趣旨がより強く要請されるものである。